

いよいよ マイナンバー制度が始まります

社会保障・税番号制度

チェック 具体的にいつ使うの？

- 年金、健康保険、介護保険、雇用保険、労災保険、生活保護、公営住宅の入居申請、その他社会保障制度
- 確定申告、源泉徴収、扶養控除申請など
- 日本学生支援機構への奨学金の申請

などに関する手続きに利用します。

チェック どこで提示が求められるの？

- 市役所の社会保障や税の窓口
- お勤め先、アルバイト先
- 口座を開設している証券会社、契約している生命保険会社など

法で定められた社会保障や税の手続きのためにマイナンバーを求められた場合に提示する必要があります。

今月から、マイナンバー制度が始まり、国内の全住民一人ひとりに12桁のマイナンバーが通知されます。多久市のみなさんには、11月中旬に届く予定です。

マイナンバーは平成28年1月から社会保障、税、災害対策の各種手続きで使用する番号で、福祉などの申請に必要な添付書類が減り、行政手続きが簡素化されるなど、さまざまなメリットがあります。

名前や住所が変わってもマイナンバーは原則変更されません。生涯にわたって使うものですので、なくさないよう大切にしてください。

マイナンバーとは？

マイナンバーで
もつと便利に
暮らしやすく。



通知カードを受け取って、個人番号カードを申請しよう

STEP 1 書留（通知カード）を必ず確認

11月中旬以降、住民票の世帯ごとにマイナンバーの通知カードが、簡易書留で届きます。

(送られてくる内容)

- ① 宛名台紙
- ② 通知カード&個人番号カード交付申請書
- ③ 返信用封筒
- ④ 説明用パンフレット

通知カードはマイナンバーを証明する書類です。

記載事項に間違いがないか、世帯分入っているかを確認し、なくしたり、捨てたりしないよう大切に保管してください。

